

【前回の復習】

問答の同一指示テーゼ

「問いは答えを求めており、何を答えとして求めているのかを明示しているはずである。そして、答えはその問い求められているものを提供する。したがって、問い求められているものと答えは、同一でなければならない。」

A+B+C+Dという構文の文があるとしよう。この文の発話は、どこかに焦点をもつはずである。そこで、Cに焦点があるとしよう。することその言明は、「A+B+（ほかでもなく）C+Dですか？」というような決定疑問への答えである。その答えが「そうです」ならば、この答えの完全文は「A+B+Dである〇〇=C」というような形式の同一性文となる。またこれがwh疑問への答えならば、「A+B+wh+Dですか」という補足疑問文への答えは「C」であり、その完全文は「A+B+Dである〇〇=C」というような形式の同一性文となるだろう。

■補足：主張型発話以外の発話への拡張

前回の議論は、主張型以外の発話についても成り立つ。主張型以外の発話を、サークルにしたがって、次の4つに分けて検討してみよう。

- ①行為指示型発話：命令や依頼
- ②行為拘束型発話：約束
- ③表現型発話：挨拶など
- ④宣言型発話：宣言、宣告など

(A) 補足疑問への返答が、主張型以外の発話内行為を行なう場合。

- ① 「ご注文は何でしょうか」「ウナギをください」
「わたしにウナギをください」
「わたしはウナギを注文します」
「わたしの注文=ウナギ」
- ② 「いつできますか」「来週お届けします」
「我々は来週届けします」
「我々がお届けできる時=来週」
- ③ 「調子はどうですか」「元気です」
「わたしの調子=元気」
- ④ 「検察の決定はどうですか」「不起訴は不当である」
「我々は検察の不起訴は不当であると判定する」
「検察の決定（不起訴）の正当性=不当」

(B) 決定疑問への返答が、主張型以外の発話内行為を行なう場合

- ① 「ウナギにしますか」「そうします」
「わたしの注文=ウナギ」

- ② 「来週できますか」 「来週お届けします」
「我々がお届けできる時＝来週」
- ③ 「お元気ですか」 「元気です」
「わたしの調子＝元気」
- ④ 「検察の決定は正当ですか」 「不起訴は不当である」
「検察の決定の正当性＝不当」

以上のように、主張型以外の発話においても、返答の完全文を同一性文に変更することが出来る。しかし、そのときには、同一性を主張する主張文になってしまっている。このようになる原因は、問答の成果である同一性文ないし同一性言明が、単に返答の言明であるというよりも、質問と返答を結合したものであることにある。質問以外の発語内行為は、返答の発語内行為である。それゆえに、質問と返答を結合した同一性文は、通常の発語内行為を行なわない。

質問や命令や約束が真理値を持たないのは、それが問答の完全文ではないからかもしれない。主張型発話の返答とその問答の完全文の発話は、ともに主張であるように思われるが、ここにも区別が必要であるかもしれない。

■重大な問題点1：答えの完全文を常に同一性文に書き換えることが可能なのか？

次のような問答が行なわれたとしよう。

「馬はどんな動物ですか」 「有蹄類です」

この返答を完全文にすると次のようになる。

「馬は有蹄類です」

この返答の完全文を同一性文に直すと例えば、次のようになるだろう。

①「馬の動物としての特徴＝有蹄類であること」

しかし、①は同一性文ではない。なぜなら、たとえば次のように答えることも可能だからである。

②「馬の動物としての特徴＝走るのが速いこと」

つまり、①と②が両立すると「有蹄類であること＝走るのが速いこと」となってしまうので、①と②両方が真であることはない。つまり、①も②もそもそも同一性文ではないのではないか。

修正提案：「馬は有蹄類です」を「馬＝ある有蹄類」という同一性文として解釈することも可能である。それならば、「馬は走るのがはやい」という返答は、「馬＝ある走るのが速いもの」となる。この二つが真であることは可能である。そのとき、「ある有蹄類＝ある走るのが速いもの」が成立するが、これには問題がない。

■重大な問題点2：答えの完全文が、通常は同一性文ではないのはなぜなのか？

答えの完全文は、同一性文になるはずである。それを簡単に説明しよう。

コリングウッド・テーゼ (CT)

「すべての言明は、それが答えとなる質問への関係においてのみ意味を持つ」

問答の同一指示テーゼ

「問いは答えを求めており、何を答えとして求めているのかを明示しているはずである。

そして、答えはその問い求められているものを提供する。したがって、問い求められているものと答えは、同一でなければならない。」

CTから次が帰結する。

「すべての言明は、陰伏的には、問いに対する答えである」

問答の同一指示テーゼから次が帰結する。

「問いに対する答えの完全文はすべて、陰伏的には、同一性文になる」

この二つから次が帰結する。

「全ての言明は、陰伏的には、同一性言明である」

しかし、現実には我々が使用する文のほとんどは、同一性文ではないように見える。これをどう説明できるだろうか。

一つの解決方法は、一見同一性文にみえない文を同一性文として解釈することである。同一性文以外の形式の文のなかで最も中心的なものは、主語述語構文であるが、例えば、「馬は有蹄類である」という主語述語構文の文を「馬＝ある有蹄類」という同一性文として理解することである。

§ 1 1 言明の意味と真理と同一性

1、言明のBedeutungは同一性である

フレーゲによると、語のBedeutung と Sinn は、語の指示対象と指示対象の与えられ方である。文のBedeutung は、その中の語に同じBedeutungの語を代入しても変化しないものである。フレーゲは、それを真理であると考えた。しかし、同一性文の場合、Bedeutungが同じ語を代入する時、その同一性は変化せずに維持される。つまり同一性文のBedeutungは同一性であると考えることが出来る。そして、文の言明は、どこかに焦点をもち、それを明確にするために、同一性言明に言い換えられるとすると、Bedeutungの語を代入しても変わらないものは同一性言明のBedeutungは、同一性であることが出来る。つまり、全ての言明のBedeutungは、同一性であるといえる。

このことを確かなものにするために、次のことを確認しておこう。

①一つの文の異なる言明は、異なる焦点をもちうる。ある文の焦点の違いは、それがどのような問いに対する答えであるかの違いであり、それはその文を同一性文に書き換えたときの違いになる。したがって、一つの文は異なる同一性文に書き換えることが出来る。

ある文が与えられた時に、それを同一性文に書き換える方法は焦点の違いに応じて複数ありうる。例えば次の文を考えよう。

「一筋の街道は、この深い森林地帯を貫いていた」（『夜明け前』）

助詞の「は」がその後の部分に焦点があることを示唆しているとすれば、この文の焦点は、例えば、「この深い森林地帯」にあることになるだろう。すると、この文は次の問答の答えを完全にしたものである。

「一筋の街道が貫いていたのは、何ですか」「それは、この深い森林地帯です」

これを同一性文に書き換えると、つぎのようになる。

「一筋の街道が貫いていたもの＝この深い森林地帯」

あるいは、この文の焦点が「貫いていた」にあるとすると、この文は次の問答の答えを完全にした

ものである。

「一筋の街道はこの深い森林地帯をどうしていたのですか」「貫いていたのです」
これを同一性文に書き換えると、次のようになる。

「一筋の街道がこの深い森林地帯に対してしていたこと＝貫くこと」

②ある文の焦点が変化しても、その真理値は変化しない。したがって、ある文の言明が焦点の違いに応じて異なる同一性言明になるとき、その言明のBedeutung(=同一性)は変化するが、しかしそれらの言明の真理値は変化しない。従って、言明のBedeutungを同一性であるとするのは、言明のBedeutungを真理値と見なすこととは両立しない。

上の例で言うと次の二つの同一性言明の真理値は同じであるが、同一性は異なる。

「一筋の街道が貫いていたもの＝この深い森林地帯」

「一筋の街道がこの深い森林地帯に対してしていたこと＝貫くこと」

2 言明のSinnは、文の言明を同一性言明に直す仕方である。それは、言明のBedeutungである同一性が与えられる仕方である。

①「ヘスペラス＝フォスフォラス」

フレーゲによるとこの文のBedeutungは真理値（真）である。私はBedeutungをもつのは言明であり、この言明のBedeutungは同一性であると考え。フレーゲによると「フォスフォラス」と「ヘスペラス」は同じBedeutungの語なので、①の「フォスフォラス」に「ヘスペラス」を代入しても文のBedeutungは変化しないはずである。

②「ヘスペラス＝ヘスペラス」

フレーゲによるとこの場合に变化しないBedeutungは真理値（真）である。言明のBedeutungを同一性だと考えるばあいにも、この言明のBedeutungは変化しない。

ところで、①と②の認知的な意味の違いはある。その違いは、フレーゲによれば、①と②のSinnの違いである。フレーゲによると文のSinnは「思想」であり、また真理値の与えられ方である。私もまた①と②の違いを文のSinn（思想）の違いであるといいたい。ただし、思想は、真理値の与えられ方ではなくて、同一性の与えられ方である。同一性の与えられ方は、言明によって異なる。

言明のBedeutungとSinnを例を挙げて説明しよう。

①「民主党の党首＝日本の首相」

②「菅直人＝日本の首相」

①の左辺を同じBedeutungの語に代えたので、①と②の文ないし言明は同じBedeutungをもつ。しかし「民主党の党首」と「菅直人」はSinnが異なるので、①と②の文ないし言明のSinnは異なる。

言明のBedeutungとSinnについてのこのような理解を以下では「問答意味論」と呼ぶことにしたい。

3 言明が真であるとは、どういうことか？

問答意味論によれば、ある言明が真であるとは、それを同一性言明として解釈した時に、同一性言明の主張する同一性が成立すること、言い換えると、右辺と左辺の表現の指示対象が同一であることである。ここでは、文の意義と何かとの一致を主張しているのではない。したがって、真理の対応説が陥る困難に陥らない。文や言明が真であるとはどういうことかを考える場合、通常は、主語述語文について考えているのではないだろうか。同一性文ないし同一性言明についてだけ、真理とは何かを考えるならば、答えは明瞭である、つまり両辺の指示対象が同一であることである。(残されている問題は、ある表現がある対象を指示するとはどういうことか、である。)

4 問答意味論は、DavidsonのFregeへの批判を免れている

DavidsonはFregeの意味論を次のように批判していた。Fregeのように文の意味 (Bedeutung) を真理値であるとする、真理値が同じ文がすべて同じ意味 (Bedeutung) であることになる。これは、我々の常識に反する。また、FregeのいうSinnを文の意味であると考えるとき、「xは飛ぶ」の文の述語「・・・は飛ぶ」の意味は、文の思想への寄与だといわれる。このとき、文を構成する語の意味から文の意味を合成することが出来なくなる。というのも、述語の意味については、文の意味 (思想) への貢献であるということしか言われないので、文の意味が与えられたあとにしか理解されないことになるからである。以上がFregeへの批判であった。

しかし問答意味論はこの二つの批判を回避できる。文のBedeutungは二つの表現のBedeutungの同一性である、と考えるとき、二つの表現のBedeutungが異なる文については、その文のBedeutungも異なることになる。それゆえに、真理値の同じ文が同じ意味になるというFregeの欠点を回避できる。

問答意味論では、二つの名詞句と「=」から文が出来ていると考える。「=」は、不飽和な概念であるが、論理定項であり、通常の述語よりも明確にまた単純に定義できる。「 $a = b$ 」は、「a」の指示対象と「b」の指示対象が同一であることを意味している。「 $a = b$ 」が真であるとは、「a」の指示対象と「b」の指示対象が同一であるときその時に限る。これに対して、通常の述語の場合には、それを定義するには、全ての個体について、その個体とその述語と結合して作る文が真となるか偽となるかを確定する必要がある。しかし、ダメットが指摘していたように、無限な数の対象についてそれを確定することは不可能である。

問答意味論は、このような意味でフレーゲの意味論よりも優れている。

4 Davidsonの真理条件意味論の修正

ある文が与えられたとしよう。その文の発話の意味は、焦点をどこに置くかによって変化する、焦点の場所が異なれば、その発話が含意している同一性文の言明が異なる。ところで、その発話の真理条件は、同一性言明の真理条件となる。それゆえに、同じ文であっても、発話の焦点が異なれば、その真理条件が異なることとなる。

以上のような問答意味論が正しいならば、真理条件の定義は、デイヴィドソンが考えていたものとは、かなり違ったものになる。ただし、同一性の与えられ方が、真理条件であるといえるならば、真理条件が言明の意味であるということ是可以する。

5 言明の主張可能条件とは何か：ダメットの意味論の改良に向けて

文が同一であっても、焦点が異なれば、言明の意味は異なる。つまり、その文がどのような問答から帰結したものであるかの違いである。従って、焦点が異なれば、その文の検証の仕方もまた異

なる。前にも引用した次の文について考えよう。

①「一筋の街道は、この深い森林地帯を貫いていた」（『夜明け前』）

この文は、つぎのように様々な問いとそれへの答えからの結果である。

②「一筋の街道が貫いていたのは、何ですか」「それは、この深い森林地帯です」

③「一筋の街道はこの深い森林地帯をどうしていたのですか」「貫いていたのです」

②と③の問答の成果を同一性文にまとめると、つぎのようになる。

④「一筋の街道が貫いていたもの=この深い森林地帯」

⑤「一筋の街道がこの深い森林地帯に対してしていたこと=貫くこと」

①の文の真理性を検証しようとするとき、④のように理解しているものは、②の問いの答えが正しいかどうかを検証しようとするだろう。また⑤のように理解している者は、③の問いの答えが正しいかどうかを検証しようとするだろう。

ある文ないし言明が主張可能であるのは、<それをある問答の成果として理解し、その問いに対して、その答えを正しく主張できる>ときそのときに限る。

そして、<ある問いに対してその答えを正しく主張できる>のは、<その問いが求める指示対象と、答えが与える指示対象が同一である>ときそのときに限る。

これを組み合わせると、次のようになる。ある文ないし言明が主張可能であるのは、<それをある問答の成果として理解し、その問いが求める指示対象と、答えが与える指示対象が同一である>ときそのときに限る。

もし問答関係が言明の意味を考えるとときに本質的であるならば、ダメットのいう言明の主張可能条件をより限定して説明できるだろう。